

改正

平成27年3月26日教育長決裁

狛江市教育行政相談事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第18号の規定に基づき、地域住民からの教育行政に関する意見や要望等に的確に対応するための教育行政に関する窓口を設け、その取扱いを規定することを目的とする。

(相談者の指名)

第2条 教育行政に関する相談を受ける者は学校教育課長とする。

(教育行政相談の申請)

第3条 教育行政相談をしようとする者（以下「相談者」という。）は、口頭（電話を含む。）、電子メール又は文書にて学校教育課長に相談することができる。

2 相談者は、回答を希望する場合は住所、氏名及び連絡先を明らかにしなければならない。

3 教育行政相談の申請に係る経費（通話料、通信料及び送料等）は、相談者の負担とする。

(処理方法)

第4条 地域住民から寄せられた教育行政相談は、次の各号のとおり処理する。

(1) 学校教育課長は、教育行政相談受付書（第1号様式。以下「受付書」という。）に必要事項を記載し、教育部長及び教育委員会に属する主管課長へ送付する。

(2) 前号の規定により受付書の送付を受けた主管課長は、当該相談の対応を検討し、教育行政相談処理報告書（第2号様式）により、教育長、教育部長及び学校教育課長に報告しなければならない。

(3) 前号に規定する教育行政相談処理報告書の提出期限は、受付書を收受した日（以下「收受日」という。）から7日以内とする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(4) 学校教育課長は、第2号に規定する主管課からの報告について教育長の承認を得た後に、收受日から起算して、原則として2週間以内に相談者へ回答を口頭（電話を含む。）、電子メール又は文書の送付により行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は回答しないことができる。

ア 匿名であるもの

イ 礼状であるもの

ウ 主管課の対応により、改めて回答を必要としなくなったもの

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要領は、教育長決裁の日から施行する。

付 則（平成27年3月26日教育長決裁）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式及び第2号様式（省略）